

実地指導における主な指摘事項等について（報酬）

令和6（2024）年6月
障がい福祉課障がい福祉係

- 近年実施した実地指導（報酬）における主な指摘事項及び問い合わせが多い事項についてまとめたものです。今後の業務の参考としてください。

1-1 欠席時対応加算

対象サービス：生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援A型、
就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス

<指摘・指導事例>

- ・ 利用者が欠席した事実は記録があるが、家族との連絡調整その他の相談援助等の内容が記録されていない又は記録が不十分であった。

<改善方法>

- ・ 家族等との連絡調整、当該利用者の生活状況、その他の相談援助等の内容を記録しておくこと。

【記載すべき内容】

- | |
|----------------------|
| (1) 「連絡を受けた日」及び「欠席日」 |
| (2) 誰から連絡があったか |
| (3) 連絡を受けた職員名 |
| (4) 欠席の理由、利用者の状況 |
| (5) 相談援助の内容 |

1 - 2 欠席時対応加算

<指摘・指導事例>

- 欠席が連日にわたる際に1度の相談援助で複数回の加算を算定していた。(実際に相談援助を行っていない日については算定できない。)

(例) 7月1日に、当日と翌日(7月2日)も欠席する旨の連絡があった場合に、欠席時対応加算を算定できるのは7月1日だけであるが、7月2日についても算定していた。

<改善方法>

- 1度の欠席連絡・相談援助で算定できるのは1回のみであることに注意する。上記の例の場合、7月2日分については過誤調整の対象になる。

2 帰宅時支援加算

対象サービス：宿泊型自立訓練、共同生活援助

<指摘・指導事例>

- ・ 個別支援計画に基づき、利用者が家族等の居宅に外泊した場合に、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定することができるが、個別支援計画への位置付けや支援内容の記録が残されていない。

<改善方法>

- ・ 個別支援計画に位置付け、外泊に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保及び居宅等における生活状況等を把握し、適切に記録しておくこと。

3 家族支援加算

(令和6年4月から、家庭連携加算と事業所内相談支援加算が統合)

対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス

<指摘・指導事例>

- ・ 当加算を算定する場合は、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、利用者及びその家族に対する相談援助等を行った場合に加算を算定できるが、個別支援計画に位置付けがされていない。

<改善方法>

- ・ 利用者の個別支援計画に、あらかじめ家庭連携や事業所内相談支援を位置付け、保護者の同意を得ておくこと。

4 初期加算

対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

<指摘・指導事例>

- ・ アセスメントを行っていない又は記録が残されていない。
- ・ 利用開始日から30日を超える日について、当該加算を算定している。

<改善方法>

- ・ 初期加算については以下に留意して算定すること。
 - ①アセスメントの記録を整備しておくこと。
 - ②サービスの利用開始から30日の間、算定することができる。この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいう。
 - ③加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数
 - ④30日を超える入院後に再度利用した場合には、あらためて当該加算の算定が可能

5 長期入院時支援特別加算

対象サービス：宿泊型自立訓練、共同生活援助

<指摘・指導事例>

- ・ 家族等から入院に係る支援等を受けることが困難な利用者が入院を要した場合、個別支援計画に基づき、事業所の従業者が病院等を訪問し、病院との連絡調整や被服等の準備や利用者の相談支援を最大3月間まで算定が可能であるが、3月を超えて算定していた。

<改善方法>

- ・ 長期入院時支援特別加算については、以下に留意して算定すること。
 - ①利用者の家族等が入院支援をすることが困難であること。
 - ②あらかじめ個別支援計画に位置付けていること。（家族等の支援が困難である状況を記載）
 - ③原則、週1回以上病院等を訪問し、被服の準備等、相談支援、連絡調整を行い、支援内容を記録すること。
 - ④入院した初日から起算して最大3月間まで算定が可能
 - ⑤月をまたがる入院の場合、各月の入院期間のうち2日間は算定しない。

6-1 個別支援計画の作成

対象サービス：計画相談支援、児童相談支援、短期入所を除く全てのサービス

<指摘・指導事例>

- 個別支援計画を作成していない。
- 個別支援計画作成後、定期的にモニタリングを実施していない。
- 個別支援計画作成・見直しに係る担当者会議の実施、会議記録の作成をしていない。
- 個別支援計画に利用者の同意を得ていない。

<改善方法>

個別支援計画作成・見直しに係る一連の流れは、次頁のとおりです。

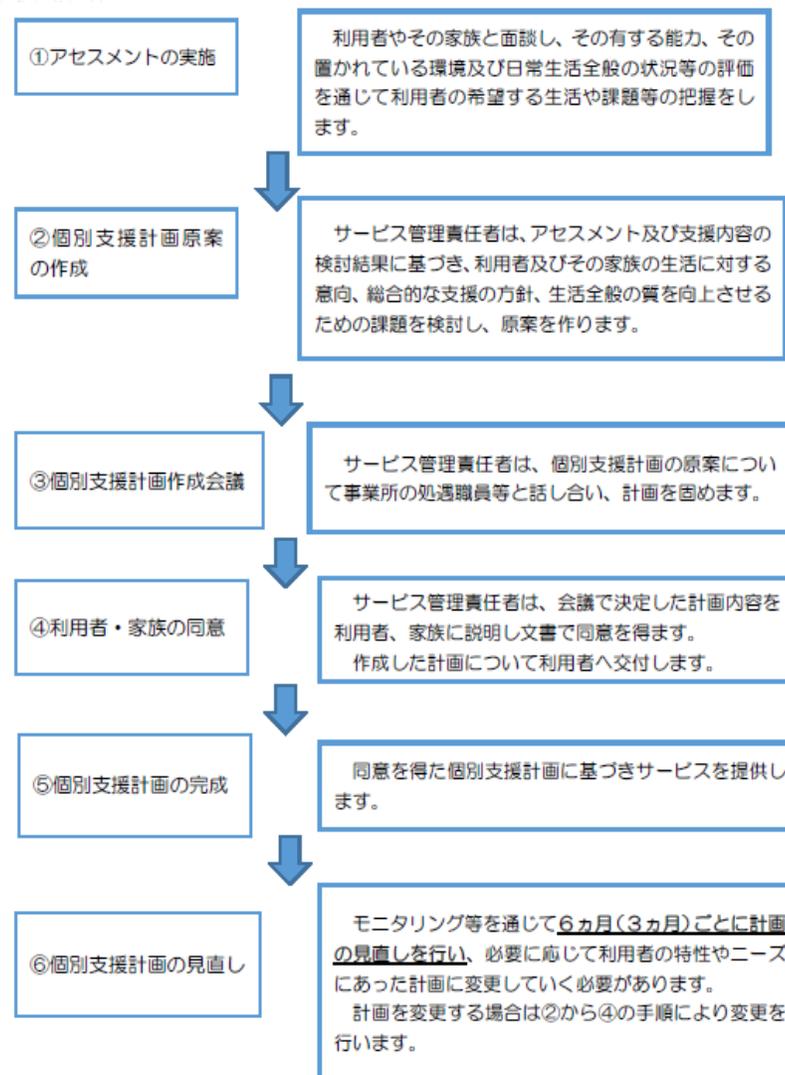
なお、一連の流れが実施されていない場合、個別支援計画未作成減算となる場合がありますので、ご注意ください。

6-2 個別支援計画の作成

【個別支援計画作成の一連の流れ】 (訪問系、短期入所及び計画相談を除く)

※ 訪問系サービスについては、利用者の状況を随時把握し、必要に応じて計画の変更を行う必要があります。

①～⑥のことについては、実施したことがわかるように記録を残してください。



7 定員超過利用減算

対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、生活介護、
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス

<指摘・指導事例>

- ・ 過去3か月間の平均利用人員が、定員の125%を超過している。

<改善方法>

- ・ 以下のいずれにも該当しないよう留意すること。
 - ①定員50人以下の場合
1日当たりの利用者数が、定員の150%を超過
 - ②定員51人以上の場合
1日当たりの利用者数が、定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を超過
 - ③過去3か月間の平均利用人数が、定員の125%を超過（定員11人以下の場合は定員に3を加えた数を超過している場合）

8 身体拘束廃止未実施減算

対象サービス：計画相談支援、児童相談支援、地域相談支援、自立生活援助、
就労定着支援を除く全てのサービス

<指摘・指導事例>

- ・身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない。

<改善方法>

- ①やむを得ず身体拘束を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況等必要な事項の記録を
すること。
- ②身体拘束適正化検討委員会を定期的（1年に1回以上）に開催し、その結果について従業員に周
知すること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。

上記①～④について、1つでも実施していないものがあれば、減算が適用されます。